

# 大阪府イノシシ保護管理計画（案）

大 阪 府

## 目次

1．計画策定の目的と背景.....	1
(1)背景 .....	1
(2)目的 .....	1
2．保護管理すべき鳥獣の種類.....	1
3．計画の期間 .....	1
4．保護管理が行われるべき区域.....	2
5．特定鳥獣の保護管理の目標.....	2
(1)現状 .....	2
生息環境 .....	2
生息動向及び捕獲状況.....	4
被害及び被害防除状況.....	6
その他 .....	8
(2)保護管理の目標 .....	10
管理目標 .....	10
管理地域区分 .....	10
(3)目標を達成するための施策の基本的考え方.....	10
6．特定鳥獣の数の調整に関する事項.....	11
(1)個体群管理について .....	11
有害鳥獣捕獲 .....	11
狩猟.....	11
(2)捕獲目標数の設定.....	12
7．特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項 .....	12
(1)生息環境の保護 .....	12
(2)生息環境の整備 .....	12
8．その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項 .....	12
(1)被害対策 .....	12
(2)モニタリング等の調査研究.....	13
毎年行う内容 .....	13
計画策定時に行う内容（5年ごとに実施）.....	13
適時行う内容 .....	13
(3)計画の実施体制 .....	14
合意形成 .....	14
検討会等の設置.....	14
フィードバックシステムの推進.....	14
(4)普及啓発 .....	14
(5)その他.....	14
資源としての利用の検討 .....	14
資料編.....	15

## 1．計画策定の目的と背景

### (1)背景

大阪府は森林、平野、河川から海に至る多様な自然環境を有し、そこには多くの生きものがすみ、それらの生きものは互いに密接に関係しあいながら、自然環境そのものを創り上げている。大阪府はこの豊かな自然環境の恩恵を受けながら発展してきたが、近年の急激な都市化の進展や生活様式の変化は自然環境に大きな影響を与え、野生鳥獣の中には、生息域の減少等により絶滅を危惧されるものが見られる。一方、生息数、生息域が拡大し、農林業被害等人間活動との軋轢を起こしているものも見られる。

近年、大阪府内においてイノシシによる農林作物等の被害が増加し、電気柵の設置等による防除を行っているものの、被害量は高い水準で推移しており、より効果的な対策が求められている。一方で、イノシシは古くから日本に生息し、生態系を構成する要素として重要な役割を果たしており、また貴重な狩猟資源でもあることから、人間活動とイノシシとの軋轢を軽減するとともに、共存を図る必要がある。

### (2)目的

特定鳥獣保護管理計画は、それぞれの地域において対象とする鳥獣の個体群について、科学的知見を踏まえながら、専門家や地域の幅広い関係者の合意形成を図りつつ、明確な保護管理の目標を設定し、これに基づき、個体群管理、生息環境管理、被害防除対策等の手段を総合的に講じることにより、科学的・計画的な保護管理を広域的・継続的に推進し、個体群の長期にわたる安定的な保護繁殖を図ることにより、人と野生鳥獣の共存に資することを目的として策定する。

この計画では、科学的な調査に基づいた保護管理により、イノシシによる甚大な農業被害を軽減し、農家の営農意欲の衰退を防止するとともに、健全なイノシシ地域個体群の維持を図り、人とイノシシの永続的な共存を目的とする

## 2．保護管理すべき鳥獣の種類

本計画の対象とする鳥獣は、大阪府域に生息するイノシシ（イノブタ含む）とする。

## 3．計画の期間

平成19年4月1日から平成24年3月31日までとする。

計画が終期を迎えたときは、計画の達成度について評価を行い、計画の継続について必要性を判断した上で、所要の改訂を行うものとする。なお、野生動物の保護管理は不確実性が伴う分野である上に、イノシシは個体数の増減が激しい種であることを考慮し、計画期間内であっても、計画の前提条件となるイノシシの生息状況や捕獲状況、被害状況に大きな変動が生じた場合においては、速やかに計画の改定等を行うものとする。

#### 4. 保護管理が行われるべき区域

大阪府域でイノシシの農林業被害が発生している又は発生が予測される区域とする。

市町村名	数
能勢町、豊能町、池田市、箕面市、茨木市、高槻市、島本町、枚方市、交野市、四條畷市、大東市、東大阪市、八尾市、柏原市、羽曳野市、富田林市、河内長野市、太子町、河南町、千早赤阪村、和泉市、岸和田市、貝塚市、熊取町、泉佐野市、泉南市、阪南市、岬町	28市町村 (府内43市町村中)

#### 5. 特定鳥獣の保護管理の目標

##### (1)現状

##### 生息環境

##### ア. 地形・気候

大阪府の面積は約18万9,000haであり、その大部分は平野・台地と低い丘陵である。この大阪平野（台地及び丘陵を含む）は、北は北摂山地、東は南北に連なる生駒山地・金剛山地、南は東西に走る和泉山脈によって三方を囲まれ、西は大阪湾にのぞんでいる。東の生駒・金剛山地は大阪府と奈良県と、南の和泉山脈の稜線は大阪府と和歌山県との境界となっている。

大阪平野をとり囲む山地は、淀川と大和川とによって分断されており、この2河川が大阪の主要な水系である。

気候は、一般的に温暖で晴天の多い瀬戸内式気候である。平年の平均気温は16.5℃、降水量は1,306mmである（大阪管区気象台 大阪府の気象 平成17年年報）。

##### イ. 森林

府域の、地域森林計画対象の民有林面積は5万5,385haであり、これを森林区別にみると、人工林が2万7,035ha、天然林が2万5,688ha、その他竹林等が2,662ha、国有林面積は1,098haとなっており、森林面積は府域面積の約28%にあっている。

（平成17年9月みどり・都市環境室調べ）

##### ウ. 鳥獣保護区、銃猟禁止区域、自然公園等

鳥獣保護区特別保護地区については1箇所、70haを指定している。鳥獣保護区については、野生鳥獣の保護上重要な周辺山系の森林を16箇所、1万621ha（府域面積の約5.6%）指定している。特に、大阪府中部の生駒山系では、山地の大部分を鳥獣保護区に指定している。

銃猟禁止区域については、74箇所、11万2,298haを指定している。

自然公園については、1万9,352ha（国定公園1万6,758ha、府立北摂自然公園2,594ha）を指定している。

（平成18年3月現在）

## エ．耕作地、耕作放棄地及び竹林

耕作放棄地や竹林の拡大は、イノシシに好適な生息地を提供し、里地での被害発生の一因であると言われている。農林業センサスによると、大阪府域において平成12年から平成17年の5年間で、経営耕地面積は1,486ha(17.6%)減少し、耕作放棄地面積は292ha(20.8%)も増加している(表1)。平成17年の市町村ごとの耕作放棄地面積を表2に示す。

一方、大阪府が平成15年度に実施した人工衛星(ランドサット)のデータを利用した調査によると、府内の竹林は1,784haであり、人工衛星のデータでは把握が困難な、周辺の森林に侵入し始めている木竹混交林や地中の地下茎まで含めると、その面積は更に多いと推測され、耕作放棄地とともに周辺森林に侵入した竹林の拡大がイノシシ被害増大の要因の一つになっていると推測される。

表1 大阪府域における耕地面積及び耕作放棄地面積

区分	平成12年	平成17年	増減数	増減率(%)
総経営耕地面積(ha)	8439	6953	1486	17.6
田	6456	5434	1022	15.8
畑	784	671	113	14.4
樹園地	1200	848	352	29.3
耕作放棄地面積(ha) 1	1403	1695	292	20.8

1:農林業経営体、自給的農家及び土地持ち非農家をあわせた面積  
大阪府企画調整部統計課資料(農林業センサス2005)より

表2 市町村ごとの耕作放棄地面積(平成17年)

管内区分		(ha)	管内区分		(ha)
	大阪府全体	1,695			
大阪市 (池田分 室)	大阪市	18	南河内	松原市	9
	能勢町	67		藤井寺市	4
	豊能町	24		羽曳野市	44
	池田市	5		大阪狭山市	22
	箕面市	26		富田林市	60
	豊中市	17		河内長野市	69
	吹田市	8		太子町	40
北部 (本所)	摂津市	11	河南町	40	
	茨木市	63	千早赤阪村	41	
	高槻市	99	泉州	堺市	143
	島本町	3		高石市	4
中部	枚方市	33		和泉市	255
	交野市	7		泉大津市	5
	四條畷市	9		忠岡町	2
	大東市	17		岸和田市	152
	寝屋川市	12		貝塚市	52
	門真市	12		熊取町	29
	守口市	10		泉佐野市	32
	東大阪市	13		田尻町	5
	八尾市	27		泉南市	47
	柏原市	56		阪南市	51
		岬町		51	

大阪府企画調整部統計課資料(世界農林業センサス2005)より

## 生息動向及び捕獲状況

### ア． 生息動向

#### ）生態

イノシシは家畜種であるブタの祖先であり、同一種とされている。日本にはニホンイノシシとリュウキュウイノシシの2亜種が生息し、大阪府にはニホンイノシシのみが生息している。雑食性で、大部分は新葉、地下茎や根、堅果類などの植物質に頼っており、他に昆虫、ミミズ、サワガニ、カエルなどの小動物も食べる。繁殖は基本的に年1回で、ほとんどが2歳で春から初夏に2~8子を産むが、早いものは2歳以前に産む場合もある。春の繁殖に失敗すると秋にも出産することがある。幼獣は、生後3ヶ月くらいまで背に白っぽい縞模様があるが、模様はその後消失してゆく。活動時間は本来昼行性であるが、人間活動の影響により夜行性を示すことが多い。

#### ）生息状況

平成17年度に大阪府が行った調査によると、大阪府内43市町村中31市町村でイノシシの生息（目撃）情報があり、北摂の山地、及び金剛生駒・和泉葛城山系の山地を中心に府内に広く分布している（資-図1）。

なお、中部の生駒山系に生息するイノシシは、ブタとの交配によるイノブタであるとの見解もあり、現在、DNA鑑定による生息状況調査を実施中である。

### イ． 捕獲状況

#### ）狩猟及び有害鳥獣捕獲における捕獲実績

狩猟及び有害鳥獣捕獲による捕獲数は、平成7年度以降増加し続け、特に平成13年度以降に急増しており、これには有害鳥獣捕獲による捕獲数の急増が大きく影響している。

狩猟による捕獲数と狩猟登録者数の推移を見ると、近年、狩猟登録者数は減少傾向にあるのに対し、狩猟による捕獲数は増加している（図1）。

狩猟における手法別の捕獲数を見ると、平成11年度から12年度を境に、「網・わな猟」による捕獲数が、「第一種銃猟」による捕獲数を上回っている（図2）。

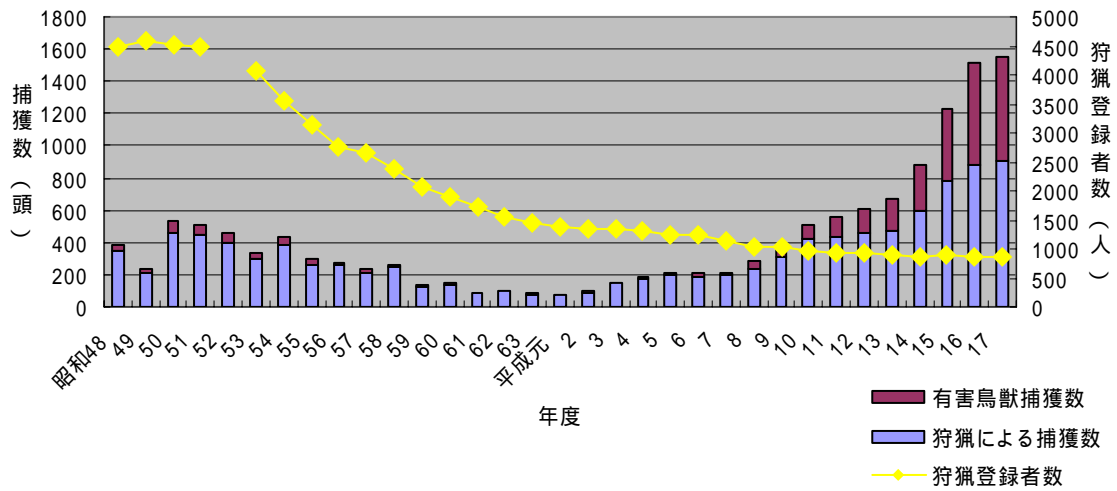


図1 大阪府内における捕獲数と狩猟登録者数の推移

昭和48年～平成13年の捕獲数は鳥獣関係統計(環境省)より

平成14～16年度の捕獲数は平成17年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)(大阪府)より

1: 昭和55年度より狩猟に関する制度が改正され、狩猟免許以外に狩猟登録が必要となったため、昭和48年～54年度は「狩猟免許者数」を、昭和55年度以降は「狩猟登録者数」を採用した。

2: 昭和52年の狩猟登録者数、捕獲報告者数、報告率はデータ欠損。

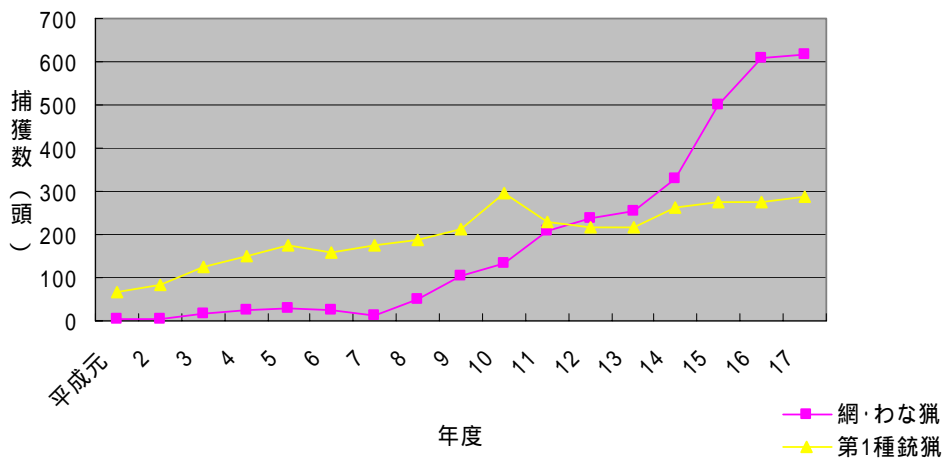


図2 大阪府内における狩猟による手法別捕獲数の推移

## 被害及び被害防除状況

### ア 被害状況

#### イ 農林業被害

イノシシによる農林業被害額は、平成12年をピークとし、最近でも約4千万円台と依然高い水準にある（図3）。大部分が農業被害であり、その代表的な被害作物は水稲、イモ類であり、食害の他踏み荒らしによる被害も発生し、農業経営意欲への影響も大きい。その他に多種の野菜類や果物も被害にあっている（図5）。林業被害は農業被害に比べると少ないが、その内訳は約95%がタケノコである（資-図2）。

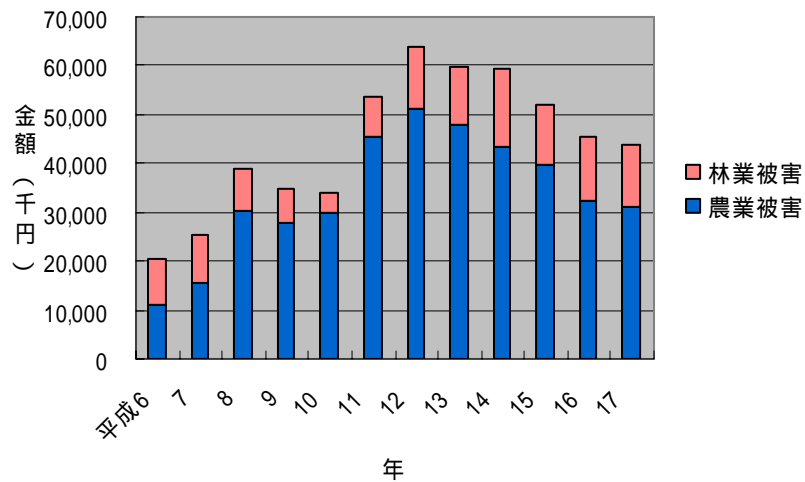


図3 農林業被害額の推移 「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

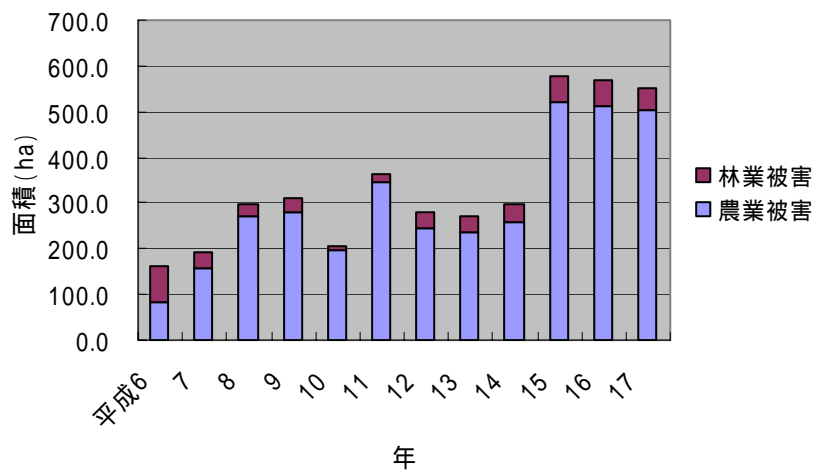
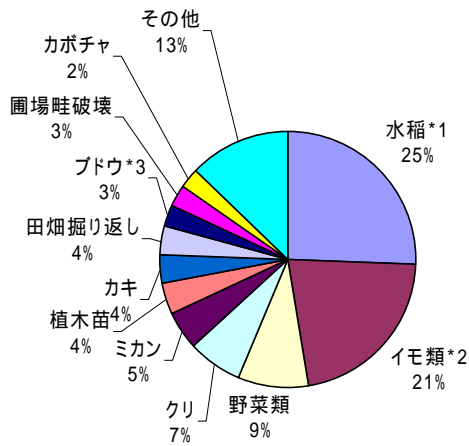


図4 農林業被害面積の推移 「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より





\*1：水稲は食害及び踏み倒しによる被害  
 \*2：イモ類ではサツマイモ被害が最も多く、ヤマイモ、サトイモ、ジャガイモの回答が少数ずつ  
 \*3：ブドウは根もとの掘り返しによる被害

図5 農業被害の種類 平成17年度大阪府鳥獣被害対策調査業務（イノシシ）アンケート調査より

）その他の被害

近年、里地及び市街地でイノシシが人家周辺に出没する機会が増えている。箕面市と池田市にまたがる区域では、ここ数年、春にイノシシの幼獣が川伝いに市街地へ下りてくるといった現象が見られるようになった。中には、河川敷等で成長して住民の生活を脅かすといった事態も発生している。

こうした背景には、住宅地が山麓付近まで広がる一方で、山麓の林縁部の草刈りが行われず、あるいは竹林が放置されて藪状化していることが一因として挙げられる。

その他の地域では、市街地への出没は少ないが、平成15年度に八尾市と大阪狭山市でイノシシが自動車等に接触する事故がそれぞれ1件ずつ起きており、今後動向に注目しデータを集めていく。

イ．被害防除の実施状況

被害防除としては、個々の農家が自己の所有地の周囲を電気柵、ワイヤーメッシュ柵、トタンなどで囲んで防除に努めているが、地域ぐるみで集落全体を囲むなど効率的・効果的な取り組みを実施している地域はごく一部である。大阪府内で実施されている防除方法とその効果の聞き取り結果を表3に示す。

被害防除は地域ぐるみで行うことが有効であるため、大阪府では平成18年度から、農業者等が地区協議会を組織し、地域ぐるみで防護柵等の整備を行う際に、整備費の一部を補助する鳥獣被害防止対策事業を実施している。

表3 現在行われている被害防除方法と効果

	方法	聞き取り結果
1	電気柵	効果はあるが、管理の手間、費用がかかる
2	ワイヤーメッシュ柵	設置方法や管理によっては効果有
3	トタン囲い	設置方法や管理によっては効果有
4	大規模な囲い(高さ約180cm)	効果有り
5	網囲い	設置方法によっては効果有り
6	鹿威し(爆音機)	効果はあるが、民家近くでは苦情が出る
7	ラジオ	効果は一時的
8	犬をつないでおく	効果は一時的
9	髪の毛をつるす	効果は一時的

その他

ア．隣接府県の保護管理計画の策定状況

イノシシの特定鳥獣保護管理計画は、平成 18 年 6 月現在、全国 17 県で策定されている。大阪府の近隣府県では、兵庫県と和歌山県で平成 18 年度に策定予定である。

イ．狩猟者の動向

イノシシは大物狩猟獣として捕獲されてきた経緯がある。狩猟者は狩猟によりイノシシの数を調整する役割を担っているとともに、有害鳥獣捕獲の従事者としても重要な役割を果たしている。

しかし、近年、大阪府における狩猟者は減少傾向にある。さらに、その年齢構成を見ると、高齢化が進行しており、平成 16 年度では 60 才以上の占める割合が約 56%である(図 6)。

狩猟登録者数(狩猟免許交付の内、大阪府で狩猟登録をしている者)は、狩猟免許の種類別に見ると平成 8 年度以降、網・わな猟免許の割合が増加傾向にあるものの、全体では減少傾向にある(図 7)。

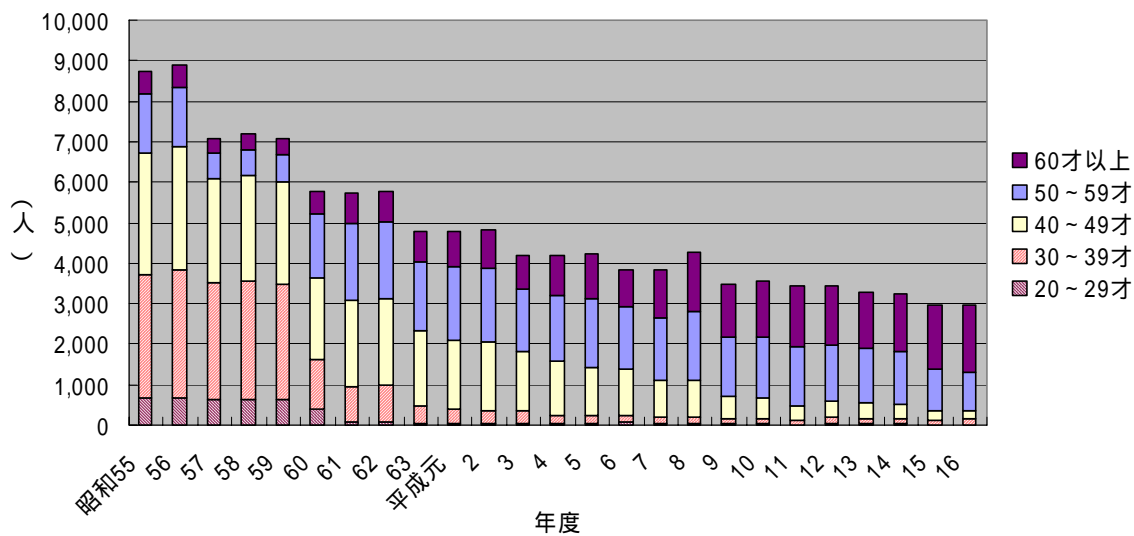


図6 年齢別狩猟免許交付状況（大阪府）

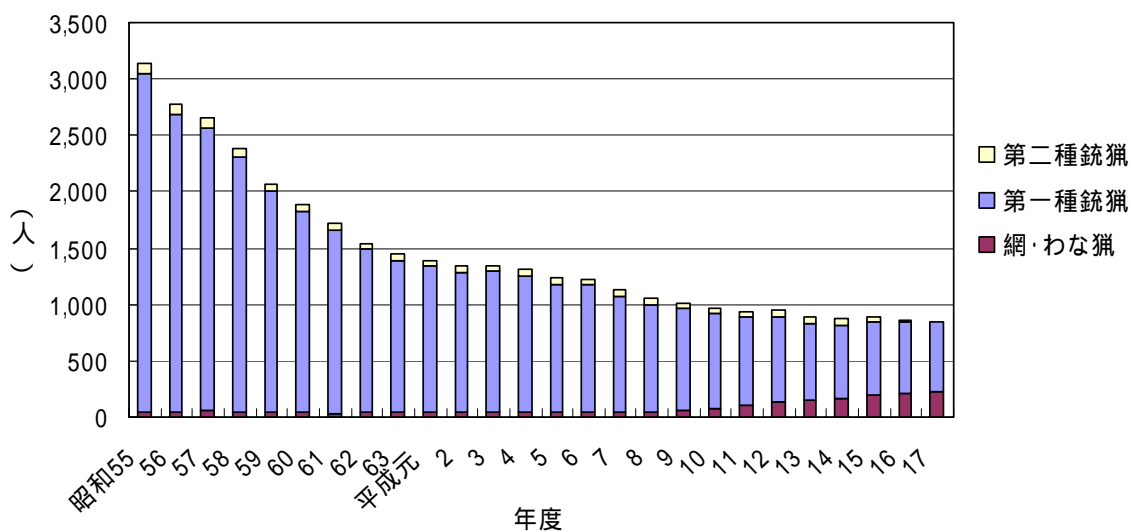


図7 狩猟免許の種類別狩猟登録者数  
（免許交付のうち、大阪府での狩猟登録をしている者）

## (2)保護管理の目標

### 管理目標

#### ア．農林業被害の軽減

##### ）目標の考え方

人とイノシシとの軋轢を軽減し、有害鳥獣捕獲数が増加する前であり、農林業被害額が急増する前でもある平成 6 年の水準に保つことを目標とする。

##### ）目標の目安

農林業被害額を平成 17 年度の 2 分の 1 以下(被害金額約 2 千万円以下)になるよう努める。

##### ）目標の目安の検証

- 有害鳥獣捕獲における CPUE (単位努力量あたりの捕獲数)より、里地周辺でのイノシシの生息密度の増減を把握する。
- 市町村、農協、農業団体等へのアンケート及び有害鳥獣捕獲申請件数、出猟カレンダーにより、人とイノシシとの軋轢の程度を把握する。
- 被害状況を把握する(平成 17 年度以降については、農林水産省の基準に基づいてとられている病虫害防除所の被害金額を基準とし、また各年における農作物価格の相場を考慮する)。

#### イ．生物多様性の保全

大阪府内各地域のイノシシの DNA 鑑定を行い、その結果によりイノシシ地域個体群、イノブタ地域個体群の区分をし、イノブタ地域個体群が特定できた場合は野外からの排除を図るなど、可能な限り生物多様性の保全に配慮した対応をとり、健全なイノシシ地域個体群を安定的に維持する。

### 管理地域区分

大阪府におけるイノシシは、主に北摂の山地に生息する地域個体群と、金剛生駒・和泉葛城山系の山地に生息する地域個体群の 2 つに分けられるため、管理地域区分は淀川を境とする北部と中・南部の 2 つに設定し、狩猟と有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲により管理する。

ただし、中部の生駒山地では大部分が鳥獣保護区であるため、狩猟による捕獲が規制されていることから、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲による保護管理を行う。

## (3)目標を達成するための施策の基本的考え方

目標達成のためには、農林作物等に被害を及ぼすイノシシに対し強い捕獲圧を継続して加える必要がある。このため本計画期間中、大阪府全域における狩猟期間の延長、及び地域の実情に応じた有害捕獲許可頭数の上限や捕獲期間の緩和措置等を大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づき実施し、農林業被害の軽減に努める。

また、イノシシは個体数変動が激しい種であることを考慮し、毎年度、地域個体群ごとの生息状況や被害状況、捕獲状況など、特定計画の進捗状況をモニタリング調査し、捕獲数の目安としての捕獲目標頭数、猟期の延長の有無などの次年度の施策や計画の内容について、モニタリング結果を基に保護管理検討委員会において検証・検討し、必要に応じて見直しする。

## 6. 特定鳥獣の数の調整に関する事項

### (1) 個体群管理について

イノシシの農林業被害が発生している又は発生が予測される区域（p2「4. 保護管理が行われるべき区域」参照）を対象として、有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲、及び狩猟により管理地域区分に基づいた地域個体群の管理を行う。

イノシシはシカなど他の大型哺乳類に比べ繁殖率が高く、個体数変動が激しいことなどから個体数管理は極めて難しく、現在のところイノシシの個体数や密度推定方法が確立されていないため、捕獲数の目安は幅をもって設定し、実際の捕獲数やCPUE（単位努力量あたりの捕獲数）などの密度指標のモニタリングにより、地域個体群に対する捕獲圧の程度を勘案し、随時見直しを行う。また、モニタリングにより、地域個体群に著しい若齢化や捕獲効率の低下等が見られるなどして捕獲圧を弱める必要がある場合には、捕獲数の抑制を検討する。

#### 有害鳥獣捕獲

捕獲による被害対策効果を上げるため、農地周辺に箱わな等を設置することにより農林作物等への加害個体を捕獲するよう努める。また、市町村による積極的な有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲を推進するため対策を検討する。

捕獲手法については、市町村によっては銃による捕獲隊に頼った捕獲が行われているが、狩猟者の減少及び高齢化が進んでいることから、今後もこの体制を維持することは困難であると予想される。現在編成されている銃による捕獲隊を可能な限り維持するよう努める一方で、箱わなの普及が急速に進んでいることから、箱わなによる捕獲を奨励する。ただし、箱わなの使用は、イノシシへの餌付け効果による被害の拡大や、子どもや飼い犬などの事故の危険性が指摘されているため、効果的な捕獲方法と安全管理の普及・啓発を行う。

#### 狩猟

春先のタケノコ食害の防止と、狩猟者の減少及び高齢化にともなう捕獲圧低下の防止のため、府内全域において、狩猟期間を現行の11月15日～2月15日から1ヶ月延長し、**11月15日～3月15日とする**。なお、狩猟期間延長については府民へ周知の徹底を図り、安全管理に努める。狩猟による捕獲状況のモニタリングにより狩猟期間延長の効果を検証し、結果に応じて見直しを行う。

また、狩猟免許のPR、試験の休日実施などにより若年層の狩猟者を増やすよう努めるとともに、被害を受けている農林業者が自ら「わな」狩猟免許を取得するよう啓発に努める。

## (2)捕獲目標頭数の設定

イノシシは個体数変動の激しい動物であり、生息数や生息密度の指標となるデータも不足しており、生息数推定方法も確立されていないため、捕獲目標頭数の設定方法は今後の課題であるが、現在の被害状況や捕獲状況を見ると、当面は強い捕獲圧をかけて、生息密度を一定以下に抑える必要がある。そこで、捕獲目標頭数については、毎年度のモニタリング調査の結果に基づき、前年度の捕獲頭数と被害状況を勘案して次年度の捕獲目標の目安として設定する。

## 7. 特定鳥獣の生息地の保護及び整備に関する事項

### (1)生息環境の保護

鳥獣保護区や銃猟禁止区域等の指定により生息環境の保護を行う。ただし、鳥獣保護区等においても、被害が激甚な場合は有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲により加害個体の捕獲を行う。

### (2)生息環境の整備

イノシシはもともと平地の生きものであり、里地に引きつけられやすい性質を持っている。従って、里地においては、イノシシによる農作物被害の軽減を図るため、住民によるイノシシを里に寄せ付けない環境づくりを推進する。具体的には、里地での被害発生要因と言われている未収穫作物や廃棄作物の撤去、圃場近くの山際の刈り払い、耕作放棄地・放棄された竹林等の整備によりイノシシを誘引する要素を除去し、人とイノシシの生息域との緩衝地帯の創造に努めるよう住民へ普及・啓発する。

また、里地の山際においては忌避作物（ショウガ、トウガラシ、シソ等）の作付け、森林においてはイノシシの生活環境を改善するため、イノシシのエサ場となりうる広葉樹林の整備等について効果も含めて検討する。

## 8. その他特定鳥獣の保護管理のために必要な事項

### (1)被害対策

生息環境の管理と合わせて、被害対策施設（囲い等）による防除、効率よい捕獲により総合的な被害対策を推進する。

被害対策施設（囲い等）による防除方法は、圃場周辺の環境や、圃場の地形や規模、作物の種類等によって最適な方法が異なる。そのため、費用対効果を考慮し、圃場の規模や作物の種類などにあわせて適切な方法を選べるよう配慮した上で、電気柵、トタンとその他の資材の併用など効果的な防除方法を普及・啓発する。また、大阪府内では小規模な圃場が多いことから、効率化を図るため、地域の実状にあわせて集落ぐるみで防除（囲いの設置など）を推進する。電気柵では漏電防止対策を徹底する等、被害対策施設（囲い等）の維持管理には十分注意するよう啓発する。

防除方法は研究機関等で現在も開発されており、今後新たに開発される効果的な防除方法の情報収集に努める。

## (2)モニタリング等の調査研究

モニタリングは特定計画へのフィードバックのための資料を得るものであり、科学的・計画的な保護管理に必要不可欠である。特に、イノシシの保護管理においては、様々な指標によって地域個体群の動向を経年的に判断し、それを次の施策に反映させることがポイントとなる。モニタリング項目は次の通りとする。

### 毎年行う内容

#### ア．被害状況の把握

被害作物の種類、被害発生時期、被害額、被害面積等の被害状況の把握については、市町村ごとの報告にバラツキが出ないように、病虫害防除所等のデータを活用してモニタリングするとともに、適切な被害状況把握手法について他府県事例も含め調査する。また、被害状況の増減とあわせて、被害対策の実施状況についても把握し、その年の堅果類の結実状況（充実種子率）や気象状況も考慮して総合的に判断するよう努める。

#### イ．捕獲状況の把握

有害鳥獣捕獲や特定計画に基づく数の調整等の許可捕獲及び狩猟による捕獲状況をモニタリングする。捕獲数、捕獲場所、捕獲努力量、性別、妊娠個体数、胎児数、目撃数（銃による捕獲隊出動時のみ）体重（実測・目測、内臓有り・なし）について、有害鳥獣捕獲実績報告書、狩猟者登録者を対象とした出猟カレンダー等により把握する。なお、狩猟期間延長の効果についても、出猟カレンダーを活用してモニタリングを行う。

#### ウ．被害意識調査

被害の程度を勘案するだけでなく、農林業者等、住民による自主的な被害対策の推進に資するため、住民へのアンケート又は聞き取り調査により、イノシシ被害や被害対策についての意識調査を行う。その中で、竹林での被害発生時期や、箱わな設置の餌付け効果による被害拡大への影響についても調べる。

### 計画策定時に行う内容（5年ごとに実施）

アンケート又は聞き取りにより分布調査を行う。

また、被害状況、捕獲状況、捕獲個体情報等、毎年のモニタリングの総まとめと分析を行い、計画実施後の効果の検証及び課題の抽出を行う。

### 適時行う内容

保護管理を実施する上で生物学的基礎資料の収集や、個体群の生態学的分析が不可欠であることから、研究機関と連携を図りながら、府内のイノシシについてサンプリングを行い、DNA鑑定、年齢構成・年齢別の妊娠率の把握（調査手法の検討を含む）、動物由来感染症の有無について調査し、生息密度推定の基礎資料収集を行う。動物由来感染症については、保護管理を進める上で動物との接触が避けられないことから、E型肝炎、ダニを媒体とする感染症等、危険性の

高い疾病について調査するとともに、その予防について考察し、普及啓発に努める。

### (3)計画の実施体制

#### 合意形成

行政と関係者・住民の連携により合意形成を図りながら、施策を推進する。

#### 検討会等の設置

大阪府（環境農林水産部動物愛護畜産課、みどり・都市環境室、農政室等）、関係市町村、農林業団体、狩猟団体、自然保護団体、学識経験者等による検討会を設置し、計画内容、管理目標、実行方法、進捗状況等について検討・評価ならびに検討会メンバーによる総合的な取組を推進する。検討会の下にワーキンググループを設置し、モニタリングについて協議検討する。また、大阪府域のイノシシは県境を越えて近隣府県との間を行き来していると考えられることから、近隣府県との連携を図りながら施策を推進する。

#### フィードバックシステムの推進

モニタリング結果より計画の進捗状況を点検、年度計画に反映させる。計画継続の必要性について検討、見直しを行う。モニタリング結果は公表する。

### (4)普及啓発

- 地区協議会への被害対策情報の提供
- 普及指導の充実・促進
- 講習会等の実施
- 狩猟者への動物由来感染症等の情報提供

### (5)その他

#### 資源としての利用の検討

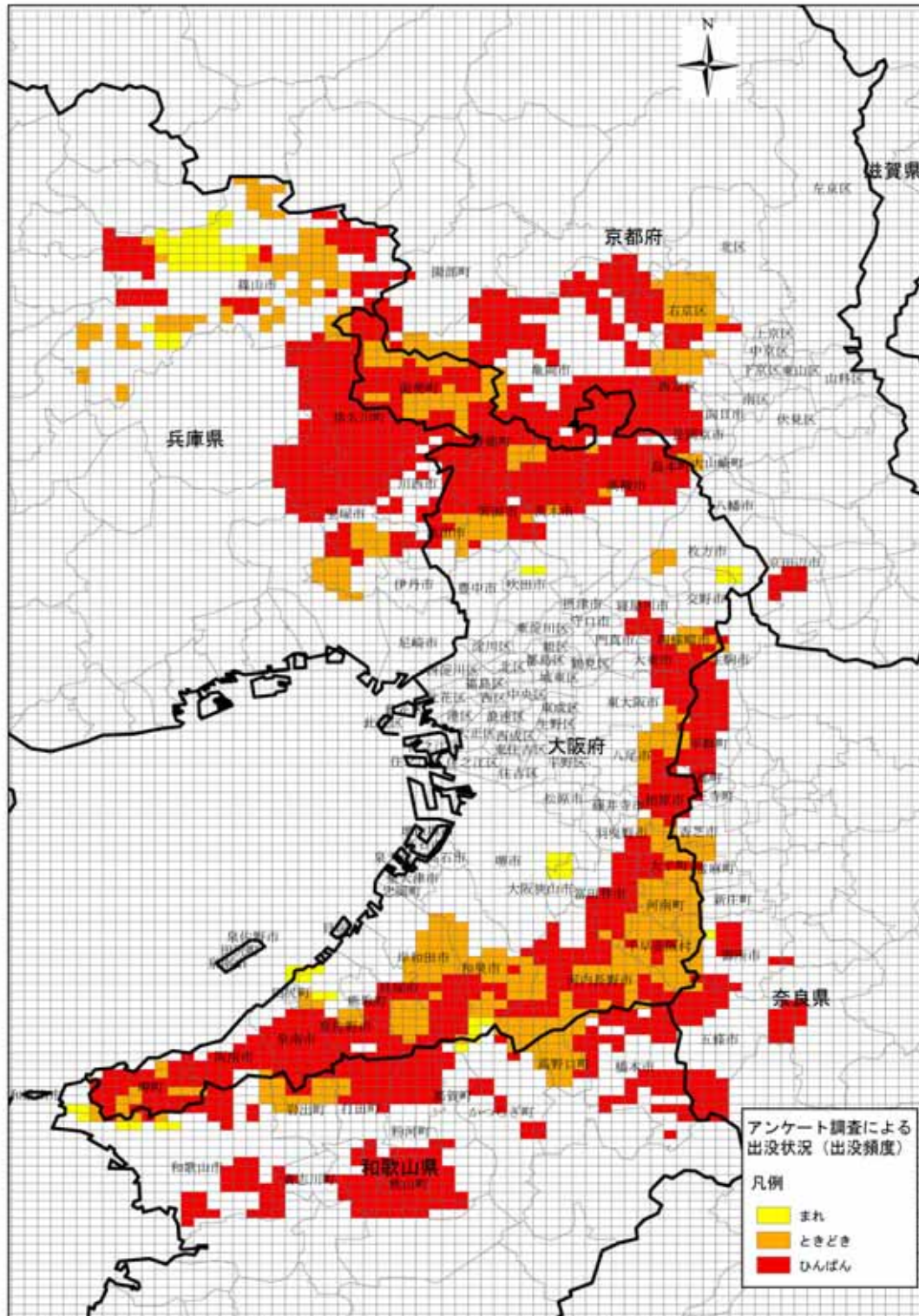
地域の特産品としてイノシシ肉を販売する等、捕獲個体の資源としての有効利用について検討する。

#### イノシシ生息密度の推定技術の調査

イノシシの個体数管理のため、生息密度の推定方法について他府県や国等の試験研究機関との連携を図りながら、情報収集に努め、大阪府域での生息密度の推定方法について調査する。



# 資料編



資-図1 アンケート調査結果による大阪府内及び近隣市町村における出沒頻度分布図

資-表 1 大阪府内における捕獲数と狩猟登録者数の推移

年度	狩猟による捕獲数(頭)	有害鳥獣捕獲による捕獲数(頭)	合計(頭)	狩猟登録者数 A(人) 1	捕獲報告者数 B(人)	報告率 B/A(%)
昭和48	349	41	390	4466	4243	95
49	216	20	236	4573	4387	96
50	465	71	536	4501	4311	96
51	442	64	506	4482	4247	95
52	402	57	459			
53	292	49	341	4073	3908	96
54	385	44	429	3545	3249	92
55	262	39	301	3136	2917	99
56	256	23	279	2771	2605	94
57	214	25	239	2657	2471	93
58	249	15	264	2379	2328	98
59	123	9	132	2074	1980	95
60	139	9	148	1890	1868	99
61	83	3	86	1726	1723	100
62	97	2	99	1542	1537	100
63	79	7	86	1442	1438	100
平成元	74	5	79	1392	1287	92
2	90	9	99	1344	932	69
3	144	7	151	1343	812	60
4	173	7	180	1309	258	20
5	201	15	216	1230	1221	99
6	181	24	205	1229	1225	100
7	193	24	217	1131	1124	99
8	237	51	288	1051	1047	100
9	316	59	375	1018	1016	100
10	427	81	508	968	966	100
11	437	122	559	939	919	98
12	455	152	607	944	931	99
13	470	202	672	886	880	99
14	592	295	887	877	766	87
15	777	446	1223	897	891	99
16	886	631	1517	867	847	98
17	904	651	1555	850		

2

昭和 48 年～平成 13 年の捕獲数は鳥獣関係統計〔環境省（平成 10 年以前環境庁）〕より

平成 14～16 年度の捕獲数は平成 17 年度鳥獣被害対策調査（イノシシ）〔大阪府〕より

1：昭和 55 年度より狩猟に関する制度が改正され、狩猟免許以外に狩猟登録が必要となったため、昭和 48 年～54 年度は「狩猟免許者数」を、昭和 55 年度以降は「狩猟登録者数」を採用した。

2：昭和 52 年の狩猟登録者数、捕獲報告者数、報告率はデータ欠損。

資-表2 狩猟における手法別捕獲数の推移

年度	網・わな猟 (頭)	割合(%)	第1種銃猟 (頭)	割合(%)	狩猟による 捕獲数(頭)
平成元	6	8.1	68	91.9	74
2	5	5.6	85	94.4	90
3	18	12.5	126	87.5	144
4	24	13.9	149	86.1	173
5	28	13.9	173	86.1	201
6	24	13.3	157	86.7	181
7	14	7.3	176	91.2	193
8	50	21.1	187	78.9	237
9	103	32.6	213	67.4	316
10	133	31.1	294	68.9	427
11	209	47.8	228	52.2	437
12	238	52.3	217	47.7	455
13	254	54.0	216	46.0	470
14	328	55.4	264	44.6	592
15	502	64.6	275	35.4	777
16	609	68.7	277	31.3	886
17	618	68.4	286	31.6	904

昭和48年～平成13年の捕獲数は鳥獣関係統計〔環境省〔平成10年以前環境庁〕〕より  
平成14～16年度の捕獲数は平成17年度鳥獣被害対策調査(イノシシ)(大阪府)より

資-表3 農林業被害額の推移

(千円)

	年											
	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
農業被害	11,130	15,590	30,450	27,765	29,750	45,472	51,333	47,744	43,519	39,522	32,505	30,915
林業被害	9,210	9,590	8,560	7,140	4,300	8,300	12,400	12,200	15,660	12,437	12,952	13,045
合計	20,340	25,180	39,010	34,905	34,050	53,772	63,733	59,944	59,179	51,959	45,457	43,960

「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

資-表4 農林業被害面積の推移

(ha)

	年											
	平成6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17
農業被害	81.9	156.1	271.7	282.0	195.2	344.2	246.3	235.2	259.4	521.1	512.1	504.1
林業被害	81.9	35.9	27.9	29.6	12.5	18.7	35.7	35.5	37.2	55.8	59.1	47.5
合計	163.7	192.1	299.6	311.6	207.6	362.8	282.0	270.8	296.6	576.9	571.2	551.6

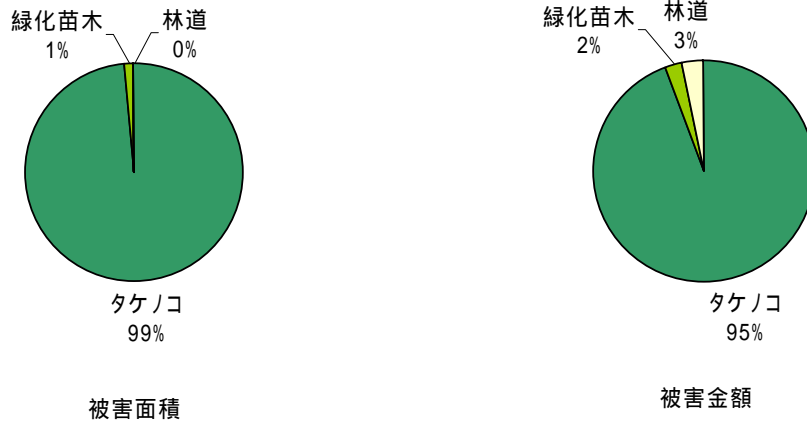
「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

資-表5 病虫害防除所まとめによる農業被害額(タケノコ含む)

	平成17年度
金額(千円)	31,652
面積(ha)	236.20

「農作物有害動植物防除の実施状況について」(病虫害防除所まとめ)

「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」ではタケノコ被害は林業被害として扱っており、林業被害のほとんどがタケノコ被害であると予想されることから、資-表5の農業被害(タケノコ含む)の値は、資-表3,4の農業被害・林業被害の合計に該当する。



資-図2 平成16年イノシシによる林業被害の内訳

「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

資-表6 農業被害の種類

農業被害の種類	回答数
水稲*1	64
イモ類*2	55
野菜類	22
クリ	17
ミカン	12
植木苗	10
カキ	9
田畑掘り返し	9
ブドウ*3	7
圃場畦破壊	7
カボチャ	6
その他	32
合計	250

\*1：水稲は食害及び踏み倒しによる被害

\*2：イモ類ではサツマイモ被害が最も多く、ヤマイモ、サトイモ、ジャガイモの回答が少数ずつ

\*3：ブドウは根もとの掘り返しによる被害

平成17年度大阪府鳥獣被害対策調査業務（イノシシ）アンケート調査より

資-表7 平成16年 イノシシによる農林業被害一覧

管轄	市町村名	被害作物	被害状況	面積 (ha)	金額(円)	被害時期
北部 (池田分室)	能勢町	水稲	食害	1.0	360,000	8～10月
		野菜	食害	1.0	200,000	年中
		クリ	食害	1.0	575,000	9～11月
		タケノコ	食害	-	-	4～5月
	豊能町	水稲	食害、踏みつけ	0.8	967,466	
	箕面市	水稲	食害、踏みつけ	4.5	449,000	4～10月
		クリ	食害、踏みつけ	1.0	60,000	1～10月
	池田市	植木	食害、掘り起こし	0.3	1,984,000	年中
		野菜	食害、掘り起こし	0.1	301,000	年中
水稲		食害、踏みつけ	0.2	100,000	6～10月	
果樹		食害	0.3	75,000	8～12月	
北部 (本所)	茨木市	水稲、サツマイモ、 野菜	食害、踏みつけ	2.4	641,000	5～10月
	高槻市	タケノコ	食害	1.3	195,000	3～4月
		水稲	食害	6.8	223,800	8月下旬～9月
島本町	タケノコ	食害	-	-	11月	
中部	四條畷市	野菜、イモ類	食害、掘り返し	0.6	500,000	10～12月
		水稲	食害	0.2	-	出穂時
	東大阪市	サツマイモ	食害	0.2	-	収穫時
		イモ類	食害	0.2	-	2、8、9、11月
	八尾市	植木、花卉	踏みつけ	1.1	-	2、8、9、11月
		水稲	踏みつけ	-	700,000	9、10月
柏原市	野菜	掘り返し	-	-	年中	
	ブドウ	立木の損傷、 施設破壊、食害	-	-	年中	
南河内	羽曳野市	ブドウ、野菜	踏みつけ	-	-	9月上旬～12月 中旬
	富田林市	サツマイモ等	食害	0.1	100,000	10月
	河内長野市	水稲	踏みつけ	1.0	412,806	8、9月
		イモ類	食害	0.3	2,000,000	3月
	太子町	水稲	踏みつけ	0.5	1,000,000	9～11月
		水稲等	食害	0.6	330,000	8～11月
	千早赤阪村	水稲等	食害	2.0	1,150,000	9～11月
泉州	和泉市	ミカン、クリ、 野菜、イモ類	食害	200.0	1,200,000	9～3月
		タケノコ	食害	5.0	1,110,000	3～5月
	岸和田市	野菜、水稲	食害、踏みつけ	15.0	1,100,000	1～12月
		タケノコ	食害	8.0	1,400,000	3～5月
	貝塚市	水稲、クリ	食害、踏みつけ	0.4	200,000	9～10月
		野菜	食害	0.6	800,000	1～12月
		タケノコ	食害	3.0	700,000	2～5月
		緑化苗木	踏みつけ	0.8	320,000	1～12月
	熊取町	野菜、水稲等	食害	1.0	1,000,000	年中
		タケノコ他	食害	5.0	4,000,000	1～5月
	泉佐野市	水稲	食害、踏みつけ	1.2	1,170,000	7～10月
		農道	路肩崩壊	-	200,000	10～3月
		タケノコ	食害	-	-	4～5月
		林道	路肩崩壊	-	400,000	10～3月
	泉南市	水稲、野菜、果樹等	食害、踏みつけ	111.0	5,057,000	年中
		タケノコ	食害等	6.0	607,000	3月
	阪南市	水稲、野菜、果樹	食害、踏みつけ	41.0	4,100,000	9～11月
マツタケ、タケノコ		食害、踏みつけ	20.0	2,000,000	2～6月	
岬町	水稲、サツマイモ	食害、踏みつけ	115.0	2,118,000	年中	
	タケノコ	食害、踏みつけ	10.0	2,220,000	年中	

「大阪府有害鳥獣捕獲実施要領に基づく被害状況報告書」より

被害作物が不明のものは除く

資-表 8 年齢別狩猟免許交付状況（大阪府）

年度	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	計(人)
昭和55	667	3,063	3,004	1,451	531	8,716
56	691	3,131	3,047	1,468	539	8,876
57	634	2,875	2,561	661	362	7,093
58	643	2,911	2,594	669	366	7,183
59	630	2,852	2,542	655	392	7,071
60	393	1,227	2,008	1,603	530	5,761
61	72	887	2,109	1,902	776	5,746
62	92	915	2,128	1,876	761	5,772
63	47	439	1,847	1,713	743	4,789
平成元	43	348	1,713	1,793	897	4,794
2	46	324	1,699	1,798	942	4,809
3	44	325	1,442	1,539	829	4,179
4	43	209	1,321	1,645	985	4,203
5	47	183	1,202	1,688	1,120	4,240
6	64	184	1,120	1,545	923	3,836
7	41	151	928	1,538	1,161	3,819
8	41	164	919	1,687	1,450	4,261
9	34	121	568	1,461	1,287	3,471
10	35	124	515	1,513	1,354	3,541
11	15	91	373	1,463	1,496	3,438
12	37	153	403	1,396	1,440	3,429
13	34	143	365	1,338	1,407	3,287
14	34	124	339	1,320	1,405	3,222
15	13	117	220	1,036	1,562	2,948
16	19	123	211	961	1,669	2,983

鳥獣関係統計〔昭和55年～平成16年，環境省（平成10年以前環境庁）〕

昭和55年より狩猟による制度改正

資-表 9 狩猟免許の種類別狩猟登録者数（免許交付のうち大阪府で狩猟登録をしている者）

	網・わな猟	第一種銃猟	第二種銃猟	計
昭和55	46	3,006	84	3,136
56	52	2,635	84	2,771
57	56	2,508	93	2,657
58	49	2,252	78	2,379
59	49	1,960	65	2,074
60	39	1,781	70	1,890
61	37	1,630	59	1,726
62	41	1,450	51	1,542
63	43	1,346	53	1,442
平成元	45	1,291	56	1,392
2	41	1,247	56	1,344
3	47	1,246	50	1,343
4	40	1,211	58	1,309
5	40	1,135	55	1,230
6	44	1,133	52	1,229
7	52	1,015	64	1,131
8	49	948	54	1,051
9	67	895	56	1,018
10	81	834	53	968
11	99	788	52	939
12	141	743	60	944
13	158	670	58	886
14	172	648	57	877
15	192	652	53	897
16	214	635	18	867
17	229	609	12	850

鳥獣関係統計〔昭和55年～平成16年，環境省（平成10年以前環境庁）〕

昭和55年より狩猟による制度改正